

世田谷区産業振興基本条例改正の検討状況について

区では、平成11年に制定した世田谷区産業振興基本条例(以下「条例」という。)の見直しを進めており、令和2年11月30日に開催した第3回条例検討会議において改正条例の骨子について検討を行ったため、骨子の内容及び検討状況について報告する。

1 改正条例の骨子について

(1) 改正のポイント

社会が高度に複雑化・多様化・多元化している状況を踏まえ、目的を「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」として新たに設定。合わせて、名称も「(仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。

非経済的な価値の重要性が増しており、経済的発展との両立が持続可能な発展へつながる。そのため、「産業の振興」を含めた4本の基本的方針を設定し、地域経済を底上げ。

事業者を主とした条例から、将来世代も考慮した事業者と区民のための条例へ。区民一人一人の存在や役割向上を踏まえ、区民にも参画を促し、豊かな区民生活の実現への寄与を目指す。

(2) 骨子の内容

別紙1及び別紙2のとおり

2 第3回条例検討会議について

(1) 検討結果

改正条例の骨子について了承。

(2) 条例検討会議における主な意見

- ・サステナブル(持続可能な)がキーワードになる。未来を担う子どもたちにも影響のある条例にしてほしい。
- ・大量生産・大量消費から、循環型社会への転換の時期。産業という視点から成長産業の活性化という方向になりがちだが、非経済的価値の重要性は同感。NPO・民間で社会課題を共同で解決していく視点も重要。
- ・「誰も取り残さない」という考えも必要ではないか。社会的に弱い立場の人にも目を向けていく視点も大切であり、それも世田谷らしさでは。
- ・雇用の在り方も多様化している。起業・創業だけでなく多様な雇用形態や働き方があることも記載してはどうか。

- ・福祉や建設など人々の生活を守る生活関連産業についても分野別方針の一つとして設けるのがよいのではないか。
- ・新型コロナウイルスの影響により、事業者は非常に厳しい状況の中、必死に努力している。新型コロナウイルス対応への協力や必要な施策を講じることへの記載があってもよいのではないか。

(3) 検討委員

別紙3のとおり

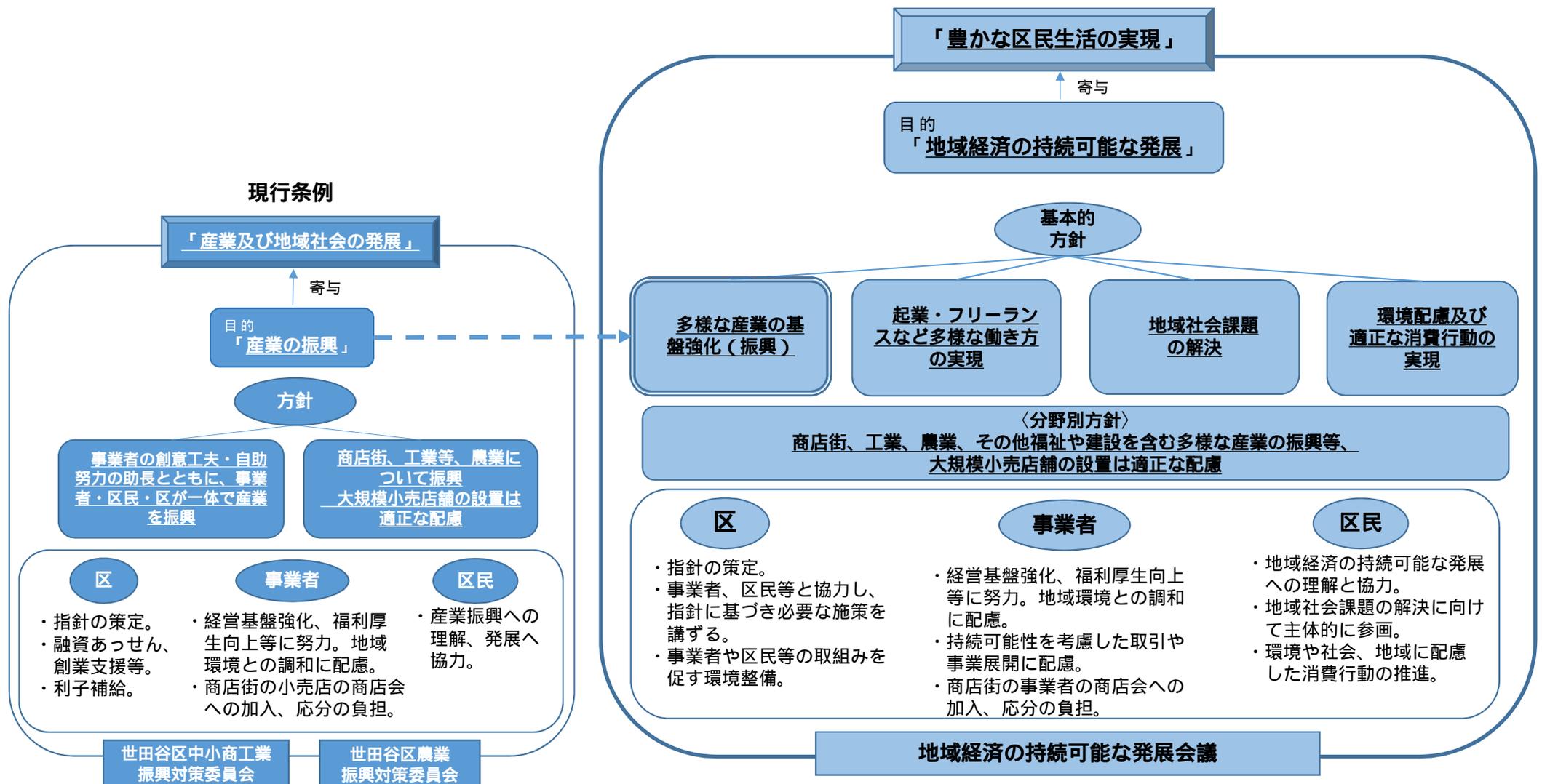
3 今後のスケジュール(予定)

別紙4のとおり

改正のポイント

社会が高度に複雑化・多様化・多元化している状況を踏まえ、目的を「産業の振興」から「地域経済の持続可能な発展」として新たに設定。合わせて、名称も「（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例」に変更。非経済的な価値の重要性が増しており、経済的発展との両立が持続可能な発展へつながる。そのため、「産業の振興」を含めた4本の基本的方針を設定し、地域経済を底上げ。事業者を主とした条例から、将来世代も考慮した事業者と区民のための条例へ。区民一人一人の存在や役割向上を踏まえ、区民にも参画を促し、豊かな区民生活の実現への寄与を目指す。

《（仮称）世田谷区地域経済の持続可能な発展条例（イメージ）》



新旧対照表（骨子）

現行	改定案
<p>(名称) 世田谷区産業振興基本条例</p>	<p>(名称) (仮称)世田谷区地域経済の持続可能な発展条例</p> <p>(前文)</p> <p>○(区の歴史)</p> <p>○世田谷区の特徴/特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90万人を超える人口、多様な人材、産業・文化・生活も多様 ・多様性を受け入れる土壌(包摂性) <p>○これまでの産業振興の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業、小売、飲食業を中心に多くの事業者 ・商店街をコミュニティの核に振興、商店街加入促進条例を始めて創設 <p>○時代の変化、状況の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済構造の変化、IT化、環境意識やSDGsの高まり、社会課題の複雑化など状況は変化、さらにコロナによる甚大な変化が発生 <p>○目指すべき姿、方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民、事業者(中小零細含む)、区が一体となって、各主体がそれぞれの役割を認識し果たすことで、発展を目指す。 ・その際、現代世代のための一過性の発展のみならず、将来世代の繁栄も考慮した持続可能で豊かな世田谷を創っていくことを目指す。 ・そのため、商店街活性化や農地保全、職住近接のまちづくりなど、経済、社会の基盤を固め、持続的な発展の基礎とする。 ・これらにより、現在から将来にわたっての豊かな区民生活の実現を目指す。

(目的)

第1条 産業の振興に関する基本的な事項を定める。基盤の強化及び健全な発展を促進。

- ・もってすべての産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 産業振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、区民生活の向上を図るため、事業者、区民、区が一体となって推進する。

2 前項のほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進。

- (1) 商店街は、地域の核として、まちづくりの観点から振興を図る。
- (2) 大規模小売店舗は、適正な配慮をする。
- (3) 工業等は、振興を図るとともに、工業用地の維持に努める。
- (4) 農業は、振興を図るとともに、農地の維持に努める。

(目的)

- ・地域経済の持続可能な発展に向けた基本的事項を定める。
- ・もって、豊かな区民生活の実現に寄与する。

(定義)

- ・区民、事業者、商店会 など

(基本方針)

・地域経済の持続可能な発展に向けて、下記の基本方針に基づき、取組みを進める。

・その際、横断的な連携により、事業者、区民、区が一体となって進める。

- (1) 多様な産業の基盤強化(振興)
- (2) 起業・フリーランスなど多様な働き方の実現
- (3) 地域社会課題の解決
- (4) 環境配慮、適正な消費行動の実現

(分野別方針)

・基本方針に基づき取組みを進め、かつ、次に掲げる事項を踏まえ推進。

- (1) 商店街は地域の核として、まちづくりの観点から振興を図る。
- (2) 大規模小売店舗は、適正な配慮をする。
- (3) 工業は振興を図るとともに、工業用地の維持に努める。
- (4) 農業は振興を図るとともに、農地の維持に努める。
- (5) その他福祉や建設を含む多様な産業の振興を図る。

(区の責務)

第 3 条 産業の振興に関する施策を総合的に実施するための指針を策定する。

2 基本的な施策として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 融資あっせん及び助成
- (2) 経営の安定及び改善のための指導及び相談
- (3) 人材の育成
- (4) 創業に対する支援
- (5) 勤労者の福利厚生の上

3 融資あっせんは、経済情勢の変化に対応し、必要に応じて利子補給する。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の上のため自主的に努力するとともに、地域環境との調和、消費生活の安定安全確保に配慮する。

2 商店街で小売店等を営む者は、商店会への加入等により相互に協力するよう努める。

3 商店街で小売店等を営む者は、応分の負担等を行うことで協力するよう努める。

(区民等の理解と協力)

第 5 条 区民・区内の産業にかかわる者は、産業の振興が区民生活の向上に寄与することを理解し協力する。

(区の責務)

・地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施するための指針を策定する。

・指針に基づき、区民、事業者、国、関係機関等と協力して、必要な施策を措置する。(個別施策は列挙しない)

・事業者及び区民の取組みを促す必要な環境整備を行う。

(事業者の責務)

・事業者は、自らの創意工夫・自助努力により、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の上

・事業者は、地域環境との調和、消費生活の安定安全確保、持続可能性を考慮した事業展開に努める。

・商店街で事業を営む者は、商店会への加入により相互に協力するよう努めるとともに、応分の負担等を行うことで協力するよう努める。

(区民の役割)

・地域経済の持続可能な発展が豊かな区民生活の実現に寄与することを理解し協力する。

・地域社会課題の解決に主体的に参画するよう努める。

・環境等に配慮した適正な消費行動に努める。

(施策等の評価)

第 6 条 必要に応じて、指針及び施策の評価・見直しを実施する。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会)

第 7 条 産業の発展に寄与するため、区長の附属機関として置く。

2 次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 中小商工業の振興の基本方策。

(2) 中小商工業の振興に関すること。

3 委員は 17 人以内。

4 任期は 2 年。

5 組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(世田谷区農業振興対策委員会)

第 8 条 農業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、世田谷区農業振興対策委員会を置く。

2 区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 農業の振興についての基本方策。

(2) 農業の振興に関すること。

3 委員は 15 人以内。

4 委員の任期は 2 年。

5 組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(委任)

第 9 条 条例施行に関し必要な事項は区長が別に定める。

(施策等の評価)

・必要に応じて、指針及び施策の評価・見直しを実施する。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展会議)

・地域経済の持続可能な発展に寄与するため、区長の付属機関を置く。

・地域経済の持続可能な発展についての基本方策および地域経済の持続可能な発展に関することを審議する。

・委員は 17 人以内。

・任期は 2 年。

・組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(削除)

(農業振興対策委員会は、前条の世田谷区地域経済の持続可能な発展会議を含む)

(委任)

・条例施行に関し必要な事項は区長が別に定める。

「世田谷区産業振興基本条例検討会議」検討委員名簿

団体等	氏名・肩書（順不同、敬称略）
有識者	長山 宗広（駒澤大学経済学部教授）
東京商工会議所世田谷支部	古谷 真一郎（青年部）
世田谷区商店街連合会	栗山 和久（青年部）
世田谷工業振興協会	友成 哲郎（理事）
世田谷区農業青壮年連絡協議会	海老澤 健（会長）
世田谷区消費者団体	見城 佐知子（フェアトレードタウン世田谷推進委員会エシカルコンシェルジュ）
世田谷区しんきん協議会	水上 浩介（昭和信用金庫営業推進部事業支援課長）
東京青年会議所世田谷区委員会	閑野 一樹（副委員長）
世田谷区建設団体防災協議会	兒玉 奈輔（事務局長代理）
民間団体、NPO等	市川 望美（非営利型株式会社 Polaris 取締役）
	大石 英司（みんな電力株式会社代表取締役社長）
	大島 佐和子（ナーサリープラン代表）
東京都産業労働局商工部	平野 孝徳（商工施策担当課長）
世田谷区経済産業部	田中 耕太（経済産業部長）

想定検討スケジュールについて

日程	内容
令和2年 3月27日(金)	第1回世田谷区産業振興基本条例検討会議【開催中止】 区現況説明、条例見直しに対する意見交換
4月上旬 ～5月下旬	開催中止を受け、各検討委員との個別意見交換(リモート会議及び質問状への回答)
8月31日(月)	第2回世田谷区産業振興基本条例検討会議 検討スケジュールの共有 区や各団体等の現状共有 条例改正に対する意見交換
11月	第3回世田谷区産業振興基本条例検討会議 世田谷区産業振興基本条例「骨子」の提示 with コロナ・アフターコロナの状況共有 「骨子」に対する意見交換
12月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例改正の検討状況について』
令和3年 3月	第4回世田谷区産業振興基本条例検討会議 世田谷区産業振興基本条例「素案」の提示 with コロナ・アフターコロナへの対応を踏まえた意見交換
5月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「素案」について』
6月	区民意見提出手続(パブリックコメント)の実施
7月下旬 ～9月上旬	東京オリンピック・パラリンピック大会の開催 ・7月23日～8月8日 オリンピック ・8月24日～9月5日 パラリンピック
8月下旬 ～9月上旬	条例改正に関するシンポジウム等の開催
10月	第5回世田谷区産業振興基本条例検討会議 世田谷区産業振興基本条例「案」の提示 「案」に対する意見交換、協議・決定
令和4年 2月	区議会区民生活常任委員会報告 『世田谷区産業振興基本条例「案」について』 第1回区議会定例会 世田谷区産業振興基本条例改正の提案
4月	新世田谷区産業振興基本条例の施行